

第 6 1 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(桶川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 桶川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(失職の特例) 第6条 任命権者は、 <u>禁錮の刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。	(失職の特例) 第6条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 桶川市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第17条の5 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの	第17条の5 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの

<p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第17条の6 略</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>3 略</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p>	<p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第17条の6 略</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>3 略</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p>
---	--

(桶川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 桶川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年桶川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p>

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年桶川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第6条の2 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に 禁錮 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 禁錮 以上の刑に処せられたもの	第6条の2 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に 拘禁刑 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑 以上の刑に処せられたもの
第6条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について 禁錮 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合	第6条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について 拘禁刑 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
3 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し 禁錮 以上の刑に処せられなかつた場合	3 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑 以上の刑に処せられなかつた場合

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年桶川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
第6条の2 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に 禁錮 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 禁錮 以上の刑に処せられたもの	第6条の2 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に 拘禁刑 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑 以上の刑に処せられたもの
第6条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について 禁錮 以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合	第6条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について 拘禁刑 以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
3 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し 禁錮 以上の刑に処せられなかつた場合	3 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑 以上の刑に処せられなかつた場合

(桶川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 桶川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年桶川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(欠格条項) 第4条 略 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(欠格条項) 第4条 略 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(桶川市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 桶川市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例（平成8年桶川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(罰則) 第9条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部改正)

第8条 桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成16年桶川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第25条 第6条第2項又は第19条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第25条 第6条第2項又は第19条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>

(桶川市表彰条例の一部改正)

第9条 桶川市表彰条例（平成18年桶川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(資格の取消し)</p> <p>第6条 市長は、表彰を受けた者が禁錮以上の刑に処せられたときは、表彰を取り消し、その者の氏名を表彰者名簿から削除するものとする。</p>	<p>(資格の取消し)</p> <p>第6条 市長は、表彰を受けた者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、表彰を取り消し、その者の氏名を表彰者名簿から削除するものとする。</p>

(桶川市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第10条 桶川市個人情報保護法施行条例（令和4年桶川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>第4条 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機</p>	<p>附 則</p> <p>第4条 略</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機</p>

<p>関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この

項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例第17条の6第1項(第1号に係る部分に限る。)、第4条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例第6条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和6年12月3日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

刑法の一部改正に伴い、罰則に係る規程を整理したいので、この案を提出するものである。